

社会教育施設・社会体育施設・学校施設 使用料一覧表 (R4. 4. 1改定用)

【社会教育施設】

※開館時間 8:30～21:30(全施設)

施設名	正式名称	通称(統一名称)	利用区分	利用単位	使用料	冷暖房1時間	休館日
海津市 海津公民館	文化センター	海津町高須 585-1 電話 53-3011 FAX 53-2171	大ホール	平日使用	7,150	3,300	・火曜日 (火曜日が祝日の場合は次に 来る平日) ・12/29～翌1/3
				土・日・休日使用	8,930	3,300	
			楽屋1		270	—	
			楽屋2		340	—	
			リハーサル室		480	—	
			工芸室		480	—	
			和室研修室(茶室)		480	—	
			和室研修室(西・中)	1室当たり	480	—	
			視聴覚室1		550	—	
			シャワー室	1人	90	—	
			展示ロビー	各種学校・幼保園・市内登録団体	無料	—	
				その他	1日	200	
海津市海津 農村環境改 善センター			焼窯(焼成室)	素焼き	2,540	—	
				(窯入れ～窯出し) 本焼き	6,110	—	
			多目的ホール (小ホール)	平日使用	3,070	910	
				土・日・休日使用	3,850	910	
			農事研修室		1,230	—	
海津市平田 農村環境改 善センター	ふるさと会館	平田町今尾614-1 電話・FAX 66-3940	多目的ホール	(平日・休日 共通)	2,380	910	・水曜日 (水曜日が祝日の場合は次に 来る平日) ・12/29～翌1/3
			農事研修室		480	—	
			会議室		820	—	
海津市平田海西公民館		平田町野寺1359-1 電話・FAX 67-3045	和室(2室)	1室当たり	630	—	・火曜日 (火曜日が祝日の場合は次に 来る平日) ・12/29～翌1/3
			厨房		1,230	—	
			別棟	焼成室	730	—	
			料理研修室	調理の用に供する	1,230	—	
				調理の用に供しない	730	—	
海津市 勤労青少年 ホーム	ふれあいセンター	平田町今尾4441-1 電話・FAX 66-4088	ロビー	全面利用	730	—	・木曜日 (木曜日が祝日の場合は次に 来る平日) ・12/29～翌1/3
				ブロック利用	360	—	
			和室		730	—	
			多目的室		650	—	
			軽運動室		1,000	—	
			料理実習室		1,230	—	
			北集会室		820	—	
			南集会室		480	—	
			音楽室		480	—	
			遊戯室		270	—	
海津市農事 研修センター			シャワー室	1人	90	—	・12/29～翌1/3
			小会議室		480	—	
			中会議室		770	—	
海津市働く女性の会	南濃町吉田492 電話・FAX 56-2171		調理室		1,230	—	・月曜日 (月曜日が祝日の場合は次に 来る平日) ・12/29～翌1/3
			軽運動室		880	—	
			和室(2室)	1室当たり	480	—	
			講習室		480	—	
海津市南濃 農村環境改 善センター			多目的ホール		1,230	350	
			農事研修室		270	—	
			会議室1		270	—	
			会議室2		270	—	
			楽屋(2室<和・洋>)	1室当たり	390	—	
海津市文化会館	南濃町駒野奥条入会地99-1 電話 55-1400 FAX 55-2678		練習室A		480	—	・12/29～翌1/3
			練習室B		480	—	
			大会議室(2室)	1室当たり	420	—	
			小会議室		420	—	
			和室(2室)	1室当たり	430	—	
			講習室		830	—	
			調理室		1,230	—	
			多目的ホール		1,230	350	
海津市みかげの森 「ブラザしもたど」	南濃町津屋2837-90 電話・FAX 57-2001		研修室		480	—	
			会議室		480	—	
			小会議室		480	—	
			和室(2室)	1室当たり	480	—	
			トレーニング室		480	—	
海津市 南濃コミュニティセンター	南濃町津屋2837-263		全面使用		各室の合計	350	
			営農コーナー		480	—	
			交流コーナー		480	—	
			調理室		1,230	—	

【社会体育施設(1団体につき)】

施設名	施設名	1時間	夜間照明1時間	冷暖房1時間	利用時間	休業日
海津市平田体育館 電話 66-2986	体育室	全面 1,100 半面 550	—	—	8:30～21:30	・第3木曜日 ・12/29～翌1/3
	格技場	830	—	—		
	トレーニング室	560	—	—		
	ミーティング室	550	—	—		
海津市南濃体育館 電話 55-1348	体育室	全面 1,100 半面 550	—	—	8:30～21:30	・南濃体育館 第2・4火曜日は 8:30～17:00まで休館 ・12/29～翌1/3
	トレーニング室	560	—	180		
	格技場	830	—	—		
	ミーティング室	550	—	—		
海津市海津グラウンド		1,100	1,100	—	8:30～17:00	
海津市平田グラウンド		1,100	1,100	—		
海津市南濃グラウンド		1,100	1,100	—		
海津市南濃南部グラウンド	管理棟ミーティング室	1,100	—	—	8:30～17:00	
		550	—	—		
海津市海津テニスコート 兼フットサルコート	1面	330	330	—	8:30～21:30	・12/29～翌1/3
	2面	660	330	—		
	3面	990	660	—		
	4面	1,320	660	—		
海津市平田テニスコート	フットサルコート	660	330	—	8:30～21:30	
	1面	330	440	—		
海津市南濃テニスコート	1面	330	220	—	8:30～17:00	
	2面	660	440	—		
海津市南濃南部テニスコート	1面	330	—	—	8:30～17:00	
	2面	660	—	—		
海津市武道館	格技場	830	—	—	8:30～21:30	
	ミーティング室	550	—	—		
海津市柔道場		830	—	—		

施設名	区分		使用料	適用		利用時間	休業日
	1人2回(16ホール)	市内		市外	①用具の貸し出し 1人1回 110円 ②1競技大会(全面) 8,160円		
海津市南濃 グラウンド・ゴルフ場	450	670	4,500	6,700	8:30～17:00	月曜日 (月曜日が祝日の場合は次に 来る平日) 12/29～翌1/3	

【学校開放施設】

※開放時間 8:30～21:30(全施設)

学校名	屋内運動場1時間	屋外運動場		ミーティングルーム1時間	特別教室1時間	その他
		使用料1時間	夜間照明1時間			
海津市立高須小学校	全面	1,100	1,100	550	550	—
	半面	550	—	—	—	—
海津市立吉里小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	半面	550	—	—	—	—
海津市立東江小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	半面	550	—	—	—	—
海津市立大江小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	半面	550	—	—	—	—
海津市立西江小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	半面	550	—	—	—	—
海津市立今尾小学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	半面	550	—	—	—	—
海津市立海西小学校	全面	550	1,100	—	—	—
	半面	550	—	—	—	—
海津市立石津小学校	全面	1,100	1,100	1,100	—	—
	半面	550	—	—	—	—
海津市立城山小学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	半面	550	—	—	—	—
海津市立下多度小学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	半面	550	—	—	—	—
海津市立日新中学校	全面	1,100	1,100	1,100	—	—
	半面	550	—	—	—	—
海津市立平田中学校	全面	1,100	1,100	—	—	柔剣道場
	半面	550	—	—	—	830
海津市立城南中学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	半面	550	—	—	—	—
1面あたり						テニスコート 330

※12/29～翌1/3及び学校が使用する日は利用できません。
※ナイター照明のない施設は～17:00の開放になります。

(1)減額できる範囲(冷暖房料・夜間照明料除く)

	社会教育施設	社会体育施設
ア 市(行政委員会、附属機関を含む。)が主催する場合	70/100減額	70/100減額
イ 国、県その他地方公共団体(行政委員会、附属機関を含む。)が実施する事業等で市が関わるものの場合		
ウ 市域で構成される社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体及びその他公共的団体が組織的、継続的にその目的に従って利用する場合	50/100減額	50/100減額
エ 市内在住の利用者が、市域活動のため、社会教育、芸術文化及び社会福祉等の普及で利用すると認める場合		
オ 広域で構成する社会教育団体、芸術文化団体及び社会福祉団体がその目的のために利用する場合		30/100減額
カ その他市長が必要と認めた場合		必要と認めた割合

(2)免除できる範囲

(社会教育施設は冷暖房料も免除。社会体育施設は冷暖房料・夜間照明料とも免除なし)

ア 市(行政委員会、附属機関を含む。)が主催する場合
イ 市域の教育機関が主催し、教育目的で利用する場合
ウ 市域で構成されたスポーツ少年団等及び子ども会等(名称の異なる同類のものを含む。)の児童・生徒が、その目的のために利用する場合
エ その他市長が必要と認めた場合

【備考】

- 利用時間には「準備」及び「原状回復のための時間」も含み、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げます。
- 市内に住所を有する者又は市内に在勤し、若しくは在学する者以外のものが使用する場合は、当該使用料の10割の額を加算します。
- 使用料は、施設からの特別な指示または特別な理由がない限り、利用許可申請書提出時に納付してください。
- 施設備え付けの備品等を利用した際に、別途「付属設備等使用料」がかかる施設があります。
- これまで使用料を免除していた「市または市教育委員会の後援」行事についての免除は、できなくなりました。
- 当日キャンセルについては、「荒天による臨時閉館(閉鎖)」など特別の理由がない限り、使用料等の返還はいたしません。

※社会体育施設、学校開放施設については、21:30終了の場合は30分を0.5時間で計算します。(1時間以上利用の場合)
(例 21:00～21:30は1時間 19:00～21:30は2.5時間 18:30～20:30は2時間 8:30～17:00は9時間)

◆問い合わせ先

- 社会教育施設に関すること 社会教育課 (電話 0584-53-1536)
- 社会体育施設、学校開放施設に関すること スポーツ課 (電話 0584-53-1552)

【利用許可申請書の提出場所】

受付施設名	区分	利用施設
文化センター	社会教育施設	文化センター(海津公民館、海津農村環境改善センター)
	社会体育施設	海津グラウンド 海津テニスコート兼フットサルコート 武道館 柔道場
	学校開放施設	高須小学校 吉里小学校 東江小学校 大江小学校 西江小学校 日新中学校
やすらぎ会館	社会教育施設	ふるさと会館(平田農村環境改善センター) 海西公民館
	社会体育施設	平田体育館 平田グラウンド 平田テニスコート
	学校開放施設	今尾小学校 海西小学校 平田中学校
ふれあいセンター	社会教育施設	ふれあいセンター(勤労青少年ホーム、農事研修センター)
	社会教育施設	働く女性の会 南濃農村環境改善センター
働く女性の会	社会体育施設	南濃南部グラウンド 南濃南部テニスコート
	学校開放施設	石津小学校
文化会館	社会教育施設	文化会館
	社会体育施設	南濃体育館 南濃グラウンド 南濃テニスコート
南濃体育館	社会体育施設	城南中学校
	学校開放施設	城南中学校
森の駅(券売機)	社会体育施設	南濃グラウンド・ゴルフ場(年間会員券は南濃体育館、スポーツ課で発行)
	社会教育施設	みかげの森「ブラザしもたど」 南濃コミュニティセンター
みかげの森「ブラザしもたど」	社会体育施設	養南グラウンド
	学校開放施設	下多度小学校

【利用許可申請書の提出期限】

提出期限	施設名
利用日の前7日以上6ヶ月以内	文化センター 大・小各ホール (海津公民館)大ホール (海津農村環境改善センター)多目的ホール(小ホール) ・いずれかのホール利用の際に、同一目的で使用する館内各室
利用日の7日前まで	ふるさと会館(平田農村環境改善センター)多目的ホール
利用日の前3日以上1ヶ月以内	学校開放施設 上記施設以外